

日本拳法総合選手権大会 成年男子の部 代表選考基準

第1条（目的）

本基準は、愛媛県代表として出場する成年男子選手1名の選考について、公平性および透明性を確保し、適正な選考を行うことを目的とする。

第2条（適用範囲）

本基準は、当該年度の日本拳法総合選手権大会（以下「総合選手権」という。）に出場する成年男子代表選手の選考に適用する。

第3条（選考枠）

成年男子の部の出場枠は、1名とする。

第4条（出場資格）

成年男子の部に出場する者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- 1 愛媛県日本拳法連盟が認める有段者であること。
- 2 愛媛県日本拳法連盟に所属し、登録された者であること。
- 3 一般社団法人日本拳法競技連盟に登録された者であること。

第5条（選考基準および優先順位）

代表選手は、次の各号に定める基準に基づき、上位のものを優先して選考する。

1 四国大会入賞者

直近の日本拳法四国総合選手権大会（以下「四国大会」という。）において3位以上に
入賞した愛媛県所属選手

2 愛媛県予選会優勝者

前号による選考が困難な場合は、当該年度に実施する予選会の優勝者

3 推薦選手

前各号に該当者がいない場合、又は選考が困難な場合は、次の事項を総合的に勘案し
選考する。

- (1) 直近1年間の主要大会における競技実績
- (2) 直近の試合内容および対戦結果
- (3) 技術力、安定性および将来性

第6条（選考方法）

- 1 前条の順に従い選考する。

- 2 同一大会に複数の該当者がいる場合は、順位上位者を優先する。
- 3 同順位または優劣がつけ難い場合は、次の事項を総合的に判断し決定する。
 - (1) 直近の直接対戦結果
 - (2) 試合内容
 - (3) 競技実績

第7条（対象大会）

- 1 四国大会は当該年度に実施されたものとする。
- 2 予選会は、本連盟が主催または指定する大会とする。

第8条（指定大会選出者の取扱い）

- 1 総合選手権実行委員会が指定する大会により選出された者は、本基準の適用対象外とする。
- 2 前項の者がある場合は、当該出場枠に優先して充てる。

第9条（辞退および繰上げ）

- 1 代表選手が辞退または出場不能となった場合は、次順位の選手を繰り上げる。
- 2 辞退の申し出は、速やかに本連盟へ届け出るものとする。

第10条（選考機関）

- 1 本基準に基づく選考は、選考委員会において行う。
- 2 選考結果の最終決定は、本連盟会長がこれを行う。

附 則

本基準は、2026年5月1日より施行する。